

## 坂井市ごみ収集日カレンダーに掲載する広告の募集要項

坂井市では、市有資産に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源を強化するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図っていくため、市の印刷物の有料広告事業を実施しています。

今回、広告主を募集するものは、「令和8年度坂井市ごみ収集日カレンダー」です。

ごみ収集日カレンダーは、各地区別に全戸配布され、1年を通して使用する宣伝効果の高い広告です。この機会に、ぜひ、「ごみ収集日カレンダー」の有料広告をご利用下さい。

なお、広告主様からいただく広告掲載料は、「ごみ収集日カレンダー」の制作費にあてられます。お店や事業所などの紹介に広告を掲載しませんか。

### 広告の媒体、規格、掲載料など

#### 坂井市ごみ収集日カレンダー

地 区	掲載場所	広告の大きさ 印刷色	作成予定 枚数	掲載料金
三国地区	表面下段	縦3cm 以内、横7cm 以内 カラー	7,850 枚	1枠に つき 20,000 円
丸岡地区	表面下段	縦3cm 以内、横7cm 以内 カラー	10,150 枚	
春江地区	表面下段	縦3cm 以内、横7cm 以内 カラー	9,700 枚	
坂井地区	表面下段	縦3cm 以内、横7cm 以内 カラー	4,100 枚	

※掲載料は、消費税を含んだ金額です。

※広告枠の割り振りについては、抽選により決定します。

※複数枠や複数地区の掲載をする事は可能ですが、応募数の兼ね合いにより調整する場合もあります。

※応募多数の場合は、掲載枠の兼ね合いで社名と連絡先のみの掲載になる場合があります。

### 広告掲載までの手順

#### 1 募集期間

令和7年12月10日(水)～令和8年1月9日(金) 午後5時15分まで

※持参の場合の受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

#### 2 申し込み

##### (1) 提出書類

次の申込書等をEメールまたは持参により環境推進課に提出して下さい。

- ① 申込書(別紙「坂井市ごみカレンダー」有料広告掲載申込書。この申込書は、市のホームページからダウンロードできるほか、環境推進課にも備え付けてあります。)
- ② 広告の電子データ(電子データを次のいずれかのファイルにより作成して下さい。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。)

##### ■ ワードまたはエクセルファイル

##### ■ Adobe イラストレーターの EPS ファイル

※データ提出は、原則としてEメールに添付して送付してください。この場合、ファイルサイズが2MBを超える場合はファイルサイズを2MB以下に圧縮して送付して下さい。なお、都合によりEメールでなく、持参となる場合は、CD-Rに保存して提出して下さい。

## (2)掲載できない広告

次に該当する広告は、掲載できません。

- ① 市有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの
- ② 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はおそれのあるもの
- ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義又は主張
- ⑦ 個人の宣伝
- ⑧ 美観風致を阻害するおそれのあるもの
- ⑨ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑩ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの など

## 3 審査・広告掲載の決定

提出いただいた広告の電子データを、「坂井市有料広告掲載に関する要綱」の規定に従い審査した上で、掲載の可否を決定します。

## 4 広告掲載料の払い込み

広告の掲載が決定すると、2月上旬頃、市から「広告掲載決定通知書」が広告主となられる方に郵送されます。広告掲載料は、「納入通知書」に定める期限までに、金融機関等に納めてください。

## 5 「坂井市ごみ収集日カレンダー」の作成

提出された広告の電子データをそのまま「坂井市ごみ収集日カレンダー」に掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないようご注意下さい。

## 6 その他の注意事項

(1)「坂井市有料広告掲載に関する要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。

(2)市は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。

(3)次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。

①虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき

②掲載料が指定する期日までに納入されないとき

③広告主が、広告掲載の決定後「坂井市有料広告掲載に関する要綱」の規定に反する業種や事業者となつたとき

### 【問い合わせ先】

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市生活環境部環境推進課 持川

電話 0776-50-3032 FAX 0776-66-2940

Eメール kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp